

一般入学者選抜 募集要項 (一般選抜)

1 求める生徒像

本校は開校以来、「久徴」の精神（至誠が息むことなく内に充実すると、その徴が外に著われる）を尊び、理想を高く掲げ文化の創造・発展に努め、社会に貢献できる人材の育成を目指している。
よって、次の二つの項目に該当する生徒を求める。

- (1) 学校生活についての明確な目標をもち、何事にも意欲的な姿勢を持つ生徒
- (2) 誠実で協調性があり、創造性豊かな学校生活を送ることができる生徒

2 入試で重視する点

総合的な学力及び特別活動や部活動等の諸活動への取り組み状況

3 入学定員

普通科 280 名（7 学級） 理数科 40 名（1 学級）

ただし、普通科の地域外からの出願については、その合格者を普通科定員の 5 % 以内とする。

4 募集定員

入学定員からスポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数

5 出願資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 平成 31 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者

6 出願期間

平成 31 年 1 月 31 日（木）から 2 月 5 日（火）12 時までとする。

持込の場合：1 月 31 日（木）、2 月 1 日（金）、2 月 4 日（月）は 9 時から 17 時まで
2 月 5 日（火）は 9 時から 12 時まで
ただし、持ち込みの場合、土・日曜日は受け付けない。

郵送の場合：2 月 5 日（火）12 時以降に届いたものについては、2 月 1 日（金）までの消印があるもの限り受け付ける

7 普通科への転居等に係る出願前手続き

保護者が出雲市外に居住しており、正当と認められる特別な理由がある場合に、本校普通科へ出願する可能性がある者は、転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第 6 号）を、次の期間内に本校校長へ提出すること。

平成 31 年 1 月 21 日（月）から 1 月 25 日（金）17 時まで。（必着）

8 出願手続

(1) 入学願書等の提出・・・出身中学校等の校長を経由して、次の書類を本校校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第 1 号により本校が作成した様式を用いる）

入学願書は黒又は青のペンで記入する。

第 2 志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

- (イ) 写真1枚
たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。
なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
 - (ウ) 受検料
学力検査料1,400円及び入学検定料800円、合計2,200円の島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。
 - (エ) 地域(通学区)内居住確認届(様式第7号)
(保護者の居住地は地域(通学区)内であるが、特別な事情により、保護者の居住地がある地域(通学区)外の中学校(国立・私立を除く)を卒業(又は卒業見込み)の者で、地域(通学区)内の高等学校を志願する場合)
 - (オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)
(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)
- (2) 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に本校校長に提出しなければならない。
- (ア) 個人調査報告書(様式第2号)
 - (イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)
教育指導課長あてにも1部提出すること。
 - (ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第15号)(一般選抜用)
 - (エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。
- (3) その他
いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

9 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記の(1)、(2)に該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。
この手続を経て、本校校長の承認を受けた場合に限り入学願書を受理する。

- (1) 保護者の転勤等による転住の場合
 - (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
 - (イ) 島根県内の居住地が分かる資料
- (2) 身元引受人により出願する場合
身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて「島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅱの1及び2に従うものとする。
 - (ア) 身元引受人の承諾証明書(様式自由)
 - (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明(様式自由)
又は、その他それを証明する資料(様式自由)
 - (ウ) 身元引受人の住民票

10 自己申告書の提出

- (1) 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。
自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。
- (2) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長へ提出しなければならない。
なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に出雲高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

1 1 志 願 変 更

(1) 出願状況の発表

平成 31 年 2 月 6 日（水）の 14 時に、県教育委員会がホームページで出願者の状況を発表する。

(2) 志願変更

出願をした者が希望する場合には、1 回に限り、同一学校又は他の学校の課程、学科に志願変更することができる。

ただし、第 1 志望が変わらない変更は認めない。

(ア) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間は平成 31 年 2 月 13 日（水）から 2 月 15 日（金）17 時までとする。持込による提出のみとし、郵送による提出は認めない。（受付時間は 3 日間とも 9 時から 17 時まで）

イ 志願変更先高等学校への提出期間は平成 31 年 2 月 18 日（月）から 2 月 19 日（火）17 時までとする。ただし、郵送による場合は、**簡易書留速達**に限る。

持込の場合：2 月 18 日（月）、2 月 19 日（火）の 9 時から 17 時まで

郵送の場合：2 月 19 日（火）17 時以降に届いたものについては、2 月 18 日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

(イ) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に出願先の高等学校長に提出しなければならない。

① 入学志願変更届（様式第 10 号）

入学志願変更証明書（様式第 10 号—2）に必要事項を記載し、切り取らずに提出すること。

② 志願変更先高等学校の入学願書（様式第 1 号）

書き方等は、「8 出願手続」の(1)の(ア)及び(イ)に準ずる。（受検票の部分に写真を貼り付けること。）

本校の他の学科へ志願変更する場合も提出すること。

イ 入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に志願変更先の高等学校長に提出しなければならない。

① 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書

② 志願変更先高等学校の入学願書（ア②により提出し、出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの）

③ その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの

「8 出願手続」に準ずる。

ウ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に志願変更先の高等学校長に提出しなければならない。

① 個人調査報告書（様式第 2 号）

② 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第 15 号）（志願変更用）（志願変更により新たに出席する者のみ記載し、提出すること。）

③ 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 3 号）（当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出）

④ 上記①及び②の電子データ（暗号化され、CD-R に保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

エ その他

① 志願変更手続においていったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

② いったん入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続きを完了しなかった時は、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第 13 号）を提出すること。

③ 県外居住者の出願、自己申告書の提出については、「9 県外居住者の出願」及び「10 自己申告書の提出」に準ずる。

④ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は、委任状（様式第 18 号）の提出を求める。

1 2 受検辞退届の提出

出願した後、何らかの事由で受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は志願変更受付期間終了後すみやかに本校校長に受検辞退届（様式第 13 号）を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退した場合には、志願変更先の高等学校長へ受検辞退届を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

1 3 学力検査及び選抜

(1) 実施期日及び教科とその配点

3月6日(水)	受付	諸注意・入場	国語	数学
	8:30~8:50	8:50~9:15	9:20~10:10	10:30~11:20
	社会	昼食	英語	理科
	11:40~12:30		13:20~14:10	14:30~15:20

配点は各教科とも50点満点とする。

(注意) ※受検を取り止めた場合、又は当日受検できなくなった場合は、直ちに出身中学校等を通し、理由を付して届け出ること。

(2) 選抜方法

- (ア) 出身中学校等から提出された個人調査報告書、学力検査の成績等に基づいて高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して選抜する。
- (イ) 個人調査報告書と学力検査の比率は40:60とする。

1 4 合格発表

平成31年3月13日(水)10時とする。本校にて合格者の受検番号を掲示する。併せて中学校長を通じて本人に連絡する。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。掲示による合格発表後、本校ホームページにも合格者の受検番号を掲載する。(アドレス <https://www.izumo-hs.ed.jp/>)

ホームページへの掲載は、平成31年3月13日(水)10時30分から17時までとする。

1 5 注意事項

(1) 入学の意思表示

平成31年3月25日(月)の入学予定者の登校日に「入学確約書」(合格通知書に同封した書類)を提出して入学の意思表示すること。意思表示がない場合は合格を取り消すことがある。

(2) 入学予定者の登校日

平成31年3月25日(月)

入学予定者は保護者同伴で登校すること。入学式、選択科目、生徒心得、服装、学習の心構え等の説明・注意を行う。

合格通知とともに配布する「入学のてびき」に指示したものを持参して登校すること。

やむを得ず本人が欠席する場合は出身中学校または保護者を通してあらかじめ欠席の理由を届け出ること(電話での届出可)。その場合も保護者は出席すること。

1 6 口頭による開示請求

受検者は、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

- (1) 口頭による開示請求を行うことができる個人情報、平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点
- (2) 口頭による開示請求を行うことができる者は、受検者本人のみ。法定代理人は認めない。
- (3) 口頭による開示請求を行うことができる期間は、平成31年4月1日(月)から4月30日(火)までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
- (4) 本人確認のため、受検票の提示を必要とする。

1 7 入学者選抜に関する照会

出雲市今市町1,800番地(郵便番号693-0001) 出雲高等学校 教務部入試担当 (TEL 0853-21-0008)